

# 消費者被害情報 No.79



実際に津山市でも  
起こりました！

## ウクライナ情勢・コロナ禍の影響で 貴金属の価格が高騰中！！

電気製品・雑誌などの不用品回収のため、家に業者が来訪。  
回収してもらいたい物は業者に出したが、ついでに「貴金属は  
ないか？」「売ってほしい」としつこく要求してきた。



Check  
Point

- 貴金属を業者に出した後でも、**8日以内**だと**クーリングオフ**が可能です。
- 業者が、事前買い取りを承諾していない物を**売るように要求**したり、**突然訪問**して**勧誘**したりすることは**禁止**されています。売るつもりのない物の売却をせまられても、きっぱりと断りましょう。
- 少しでも不安に思った場合は、**相談窓口**に相談してください。

相談  
窓口

津山市社会福祉協議会  
津山市地域包括支援センター

**TEL：23-1004**

津山市消費生活センター

**TEL：32-2057**

消費者ホットライン（土日・祝も可）

**TEL：188（局番なし）**